

改 正 後

個⑥101 平成 年分所得税青色申告決算書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》【裏面】

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分

イ 一般経費分

経費及び経費の総額
(決算書の「損益計算書」の⑤+⑥)

自由診療分と社会保険
診療分とに区別し区分
できる経費の総額

自由診療割合
(表裏の⑤+⑥)

左の⑤のうち自由診
療分に係る経費の
金額

自由診療分の経費
及び経費の合計額

自由診療分

自由診療割合

自由診療分の経費
及び経費の合計額

自由診療分と社会保険
診療分とに区別し区分
できる経費の総額

自由診療割合
(表裏の⑤+⑥)

自由診療分の経費
及び経費の合計額

(注) ⑤の欄には、事業概略のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかでない経費の総額を記載します。

ロ 特殊経費分

(イ) 専従者給与

専従者給与の金額
(決算書の「損益計算書」の⑦)

自由診療割合
(表裏の⑤+⑥)

自由診療分の専従者
給与の金額

(ロ) 一括評価による貸倒引当金繰入額

貸倒引当金の金額
(決算書の「貸倒引当金繰入額」の⑧)

一括評価による貸倒引当金繰入額

(ハ) 退職給付引当金繰入額への繰入額

退職給付引当金
繰入額の金額

自由診療割合
(表裏の⑤+⑥)

自由診療分の退職給付
引当金繰入額への繰入額

(注) 一括評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署にお尋ねください。

(2) 保険診療分

イ 一般経費分

経費及び経費の総額
(決算書の「損益計算書」の⑤+⑥)

自由診療分の経費及び経費
の合計額(Aの金額)

社会保険診療分の経費
及び経費の合計額

ロ 特殊経費分

専従者給与の金額
(決算書の「損益計算書」の⑦)

自由診療割合
(表裏の⑤+⑥)

自由診療分の専従者
給与の金額

一括評価による貸倒引当
金繰入額(決算書の「貸倒引
当金繰入額」の⑧)

一括評価による貸倒引当金繰入額

退職給付引当金繰入額への繰入額

自由診療割合
(表裏の⑤+⑥)

自由診療分の退職給付
引当金繰入額への繰入額

(注) 一括評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署にお尋ねください。

社会保険診療分の経費と税務特別措置法第36条による金額との差額

社会保険診療分の経費
及び経費の合計額

社会保険診療分の経費
及び経費の合計額

社会保険診療分の経費
及び経費の合計額

(注) ①の金額を決算書の「損益計算書」の「所得金額」欄の下の赤字に「経費法第36条〇〇〇円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。
併せて、申告書第二表の「〇特別適用条文等」欄に「経費法第36条」と記入してください。
この場合、青色申告特別控除の限度額は、税務特別措置法第36条の適用を受けた所得を算出したところを計算しますのでご注意ください(この計算に当たっては「記載事項」を記入してください)。

改 正 前

個⑥101 平成 年分所得税青色申告決算書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》【裏面】

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分

イ 一般経費分

経費及び経費の総額
(決算書の「損益計算書」の⑤+⑥)

自由診療分と社会保険
診療分とに区別し区分
できる経費の総額

自由診療割合
(表裏の⑤+⑥)

左の⑤のうち自由診
療分に係る経費の
金額

自由診療分の経費
及び経費の合計額

自由診療分

自由診療割合

自由診療分の経費
及び経費の合計額

自由診療分と社会保険
診療分とに区別し区分
できる経費の総額

自由診療割合
(表裏の⑤+⑥)

自由診療分の経費
及び経費の合計額

(注) ⑤の欄には、事業概略のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかでない経費の総額を記載します。

ロ 特殊経費分

(イ) 専従者給与

専従者給与の金額
(決算書の「損益計算書」の⑦)

自由診療割合
(表裏の⑤+⑥)

自由診療分の専従者
給与の金額

(ロ) 一括評価による貸倒引当金繰入額

貸倒引当金の金額
(決算書の「貸倒引当金繰入額」の⑧)

一括評価による貸倒引当金繰入額

(ハ) 退職給付引当金繰入額への繰入額

退職給付引当金
繰入額の金額

自由診療割合
(表裏の⑤+⑥)

自由診療分の退職給付
引当金繰入額への繰入額

(注) 一括評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署にお尋ねください。

(2) 保険診療分

イ 一般経費分

経費及び経費の総額
(決算書の「損益計算書」の⑤+⑥)

自由診療分の経費及び経費
の合計額(Aの金額)

社会保険診療分の経費
及び経費の合計額

ロ 特殊経費分

専従者給与の金額
(決算書の「損益計算書」の⑦)

自由診療割合
(表裏の⑤+⑥)

自由診療分の専従者
給与の金額

一括評価による貸倒引当
金繰入額(決算書の「貸倒引
当金繰入額」の⑧)

一括評価による貸倒引当金繰入額

退職給付引当金繰入額への繰入額

自由診療割合
(表裏の⑤+⑥)

自由診療分の退職給付
引当金繰入額への繰入額

(注) 一括評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署にお尋ねください。

社会保険診療分の経費と税務特別措置法第36条による金額との差額

社会保険診療分の経費
及び経費の合計額

社会保険診療分の経費
及び経費の合計額

社会保険診療分の経費
及び経費の合計額

(注) ①の金額を決算書の「損益計算書」の「所得金額」欄の下の赤字に「経費法第36条〇〇〇円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。
併せて、申告書第二表の「〇特別適用条文等」欄に「経費法第36条」と記入してください。
この場合、青色申告特別控除の限度額は、税務特別措置法第36条の適用を受けた所得を算出したところを計算しますのでご注意ください(この計算に当たっては「記載事項」を記入してください)。

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）